（証券コード　7413）
2019年６月11日

株　主　各　位

横浜市神奈川区片倉二丁目37番11号
株式会社　創　健　社
代表取締役社長　中　村　　靖

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年６月26日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　　2019年６月27日（木曜日）午前10時
2. **場　　所**　　横浜市神奈川区金港町３番地１　コンカード横浜ビル２階
ＴＫＰガーデンシティ横浜
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）
3. **目的事項**
報告事項
1. 第52期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第52期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)４名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第７号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sokensha.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎第52回定時株主総会招集ご通知より、日付の表示を和暦から西暦に変更しております。

（添付書類）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2018年４月１日～2019年３月31日）におけるわが国経済は、政府・日銀による継続的な経済対策や金融政策の効果から企業収益や雇用環境が改善し、緩やかな回復がみられる一方、世界的な貿易摩擦の影響などがあり、景気の先行きは依然として不透明な状況のまま推移しております。

当社グループを取り巻く食品業界におきましては、食の安全や食に健康を求める消費者意識が高まる一方、天候不順や相次ぐ自然災害による原材料の高騰や人手不足を背景とする物流費の上昇、さらには消費者の節約志向などにより、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境の下、当社グループは、これまでの経験を基に、より改善に努め、「食」が持つ大切さを訴えるという創業以来の企業使命を果たすため、第４次中期経営計画『新たなマーケットの開拓』（2017年４月１日から2020年３月31日まで）を作成しました。その２年目となります当連結会計年度におきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて国内の食の安全と、オーガニック市場への関心について大手食品企業を含めた競争がさらに高まる中、新たに始めたオープンイベントへの参加が定着し当社グループブランド商品のファン作りに注力するとともに、目標の営業利益額を達成するために役員・社員一丸となって取り組んでまいりました。また、これまでに蓄積した多くのデータをさらに詳細に分析を行い、今後注力するチャネルを絞り込み具体的な行動を起こす段階に入りました。

当連結会計年度における当社グループの商品品目別売上高の主な増減につきましては、「油脂・乳製品」が、マーガリン等の売上減があったものの、えごま油等の売上増により前連結会計年度比６０百万円増（９．３%増）の７億９百万円、「副食品」が、ピーナッツスプレッド等の売上減があったものの、さば缶詰等の売上増により前連結会計年度比５６百万円増（５．９%増）の１０億１９百万円、「乾物・雑穀」が、パン粉等の売上減があったものの、有機国内産小麦粉等の売上増により前連結会計年度比５百万円増（１．８%増）の３億１７百万円となりました。しかしながら、「嗜好品・飲料」が、カシューナッツ等の売上増があったものの、五穀茶等の売上減により前連結会計年度比５７百万円減（６．６%減）の８億４百万円、「その他」が、ひざ掛け毛布等の売上増があったものの、虫よけスプレー等の売上減により前連結会計年度比１０百万円減（８．２%減）の１

億２０百万円、「栄養補助食品」が、新商品ビタミンＣ等の売上増があったものの、キダチアロエ等の売上減により前連結会計年度比８百万円減（４．６％減）の１億８４百万円、「調味料」が、前連結会計年度とほぼ同等の１３億８８百万円となりました。

この結果、全体の売上高は、４５億４３百万円（前連結会計年度比４３百万円増、１．０％増）となり、売上総利益率２５．４％と前連結会計年度とほぼ同率となりました。販売費及び一般管理費は１１億２８百万円（前連結会計年度比２９百万円減、２．６％減）となり、営業損益につきましては、営業利益２３百万円（前連結会計年度は、営業損失１４百万円）となり、経常損益につきましては、経常利益２６百万円（前連結会計年度は、経常損失９百万円）という結果にて終了しました。また親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益は、１５百万円（前連結会計年度は、親会社株主に帰属する当期純損失１百万円）となりました。

品目別主要商品の状況

当社グループの事業は単一セグメントであり、当連結会計年度の販売及び仕入実績をセグメントごとに示すことができないため、品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別主要商品販売構成

品目別	前連結会計年度（自　2017年４月１日 至　2018年３月31日）		当連結会計年度（自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）			主要商品
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	前連結会計年度比	
油脂・乳製品	649,120	14.4	709,225	15.6	9.3%増	マーガリン・べに花油・えごま油・オリーブ油・ココナッツオイル・菜種油・原材料用サラダ油・ごま油
調味料	1,389,819	30.9	1,388,295	30.6	0.1%減	醤油・味噌・砂糖・塩・酢・カレー・シチュー・マヨネーズ・ドレッシング・液体だし・顆粒だし・醗酵調味料・蜂蜜
嗜好品・飲料	861,928	19.2	804,623	17.7	6.6%減	菓子・野菜果汁飲料・お茶・ドライフルーツ・五穀茶・発酵飲料・ナッツ類・メイシーシリーズ(菓子)
乾物・雑穀	312,089	6.9	317,713	7.0	1.8%増	小麦粉・パン粉・米・黒米・雑穀・鰹節・昆布・ひじき・蓮根粉・ハトムギ粒・餅きび・押麦・キヌア・切干大根・チアシード・炒り胡麻・もち麦・味付のり・干し桜えび
副食品	962,481	21.4	1,019,158	22.4	5.9%増	ジャム・スープ・レトルト食品・麺類・缶詰・熟成発酵黒にんにく・パンケーキ粉・らっきょう甘酢漬・シリアル食品・みそ汁・お節お重商品・炊き込みごはんの素・五目ちらし寿司の素・かき揚げ（冷凍）・コンビーフ・ピーナッツスプレッド・蒲鉾
栄養補助食品	193,023	4.3	184,157	4.0	4.6%減	青汁・キダチアロエ・梅エキス・ミドリムシ・ハトムギ酵素・乳酸菌・天茶エキス・コラーゲン・碁石茶・生姜粉末・板藍根・ルイボス茶・ルテイン・モリンガ（ハーブ系青汁）
その他	131,511	2.9	120,736	2.7	8.2%減	トイレタリー・機械器具・化粧品・虫よけスプレーなど
合計	4,499,975	100.0	4,543,912	100.0	1.0%増	－

品目別主要商品仕入構成

品目別	仕入高(千円)	構成比(%)	前連結会計年度比
油脂・乳製品	535,257	15.9	4.7%増
調味料	1,037,729	30.8	0.5%減
嗜好品・飲料	606,589	18.0	8.7%減
乾物・雑穀	260,562	7.7	2.2%増
副食品	689,002	20.5	6.2%増
栄養補助食品	127,737	3.8	6.3%減
その他	109,794	3.3	4.2%減
合計	3,366,672	100.0	0.2%減

(2) 設備投資等の状況

特記すべき設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として２億60百万円の調達を実施しました。

(4) 対処すべき課題

第４次中期経営計画『新たなマーケットの開拓』（2017年４月１日から2020年３月31日まで）の３年目となります翌連結会計年度におきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて国内の食の安全とオーガニック市場に関心がさらに高まる中、当市場においても大手食品企業の参入が始まり、ますます競争が激しくなっております。当社といたしましては、当社グループブランド商品のファン作りに注力するとともに、目標の営業利益額を達成させるために、以下の施策に役員・社員一丸となって取り組む所存でございます。

①さらなる情報の透明化

食に求める価値観が多様化している昨今、当社グループはトレーサビリティの一層の強化を果たすため、生産者の顔が見えるストーリーのある商品を開発し、ホームページ等での情報開示を通して、消費者が当社グループブランド商品を安心して選択して頂けるよう努めてまいります。

②リ・ブランディング

消費者が求める商品の提供を、積極的に行ってまいります。「分かる人のみに伝わればいい」という考えではなく、企業理念（地球環境を大切にし、食生活の提案を通して人々の健康的な生活向上に貢献する）を幹とし、商品ごとに分かりやすく明確にした基準を設け、新商品の開発に努めてまいります。同時に女性会議から提案のありました「創健社ロゴマーク」の統一及び配置位置の統一を進めてまいります。

③女性社員（女性会議）のさらなる活用

当社の認知度、好感度を上げ、当社ファンとなる購買層を増やしていくためにも、食への関心が強く、情報に敏感である20代、30代の女性消費者を主だったターゲットとしたブランドシリーズを女性社員を中心に立ち上げ、それを入口として、最終的には当社商品全般への購買に繋げることを目指してまいります。

④生産者及びメーカーとの連携強化

当社グループブランド商品を高品質で安定的に供給するためには、多品種に共有可能な原料の調達が重要になってまいります。日本の一次産業に貢献するためにも生産者及びメーカーとの連携を強化し、他社と一線を画した商品を提供する所存でございます。

⑤注力チャネルの強化

量販店チャネルにおきましては、中小規模チェーン店、質販店、専門小売チェーン店に注力してまいります。生協宅配、Eコマースチャネルにおきましては、インターネット販売の拡大及び特別企画の提案に注力してまいります。異業種チャネルにおきましては、新たな女性顧客の獲得を目指し、ライフスタイル提案型店に注力してまいります。

⑥ジロロモーニブランドの再拡売

ジロロモーニ商品の中心である「有機パスタ」は発売以来10余年に渡りお客様からのご支持を頂いております。そのお客様への感謝の意を込めて、製造元であるイタリアのジロロモーニ農業協同組合と協議を重ね、よりお求めやすい価格でご提供させて頂きジロロモーニシリーズの再拡売を目指してまいります。全世界共通パッケージの導入を機に日本でのパッケージリニューアルも順調に進めております。「有機パスタ」を中心にジロロモーニの差別化を強調し、プロ好みの仕様を活かして業務用の販売にも注力してまいります。その一環として提携しております「アーペ クチーナ ナチュラーレ」は、東京大学駒場リサーチキャンパス内の自然あふれる開放的な空間で、素材にこだわったおいしいオーガニック料理を楽しむことが出来るレストランです。このようなレストランとの連携も積極的に進めてまいります。

⑦当社グループブランド商品の輸出増加

メイド・イン・ジャパンへの信頼性に応え、アジア市場での販売を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

（単位：千円）

区分＼期別	第49期 2016年３月期	第50期 2017年３月期	第51期 2018年３月期	第52期 2019年３月期 (当連結会計年度)
売上高	4,741,166	4,551,156	4,499,975	4,543,912
営業利益又は営業損失（△）	33,846	△15,746	△14,254	23,544
経常利益又は経常損失（△）	37,820	△11,583	△9,619	26,221
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	56,292	△16,952	△1,342	15,017
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	8円03銭	△24円22銭	△1円92銭	21円46銭
総資産	2,715,407	2,756,141	2,810,572	2,894,022
純資産	1,046,800	1,016,062	1,004,497	1,000,570

（注）2017年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を実施しております。2017年３月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して１株当たり当期純損失を算定しております。

〔第49期〕2016年３月期

第49期につきましては、売上高は前連結会計年度比12.1％の増収（主な品目は油脂・乳製品272,025千円増、調味料170,256千円増）となりましたが、販売費及び一般管理費が45,219千円増加したことにより、経常利益37,820千円（前連結会計年度は経常損失55,860千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は56,292千円（前連結会計年度比44.8％増）となりました。

〔第50期〕2017年３月期

第50期につきましては、売上高は前連結会計年度比4.0％の減収（主な品目は油脂・乳製品254,928千円減）となったことにより、経常損失11,583千円（前連結会計年度は経常利益37,820千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は16,952千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益56,292千円）となりました。

〔第51期〕2018年３月期

第51期につきましては、売上高は前連結会計年度比1.1％の減収（主な品目は油脂・乳製品65,452千円減、調味料51,166千円減）となったことにより、経常損失9,619千円（前連結会計年度は経常損失11,583千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,342千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失16,952千円）となりました。

〔第52期〕2019年３月期

第52期（当連結会計年度）につきましては、前記「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

会　社　名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
髙 橋 製 麺 株 式 会 社	72,920千円	100.00%	即席麺の製造、食品等の小分け及び販売

(7) 主要な事業内容（2019年３月31日現在）

当社グループの事業は、食べ物による健康作りを目指し、安全性、栄養性を追求した食品の企画、製造、販売を営んでおります。

(8) 主要な事業所（2019年３月31日現在）

① 当社

本社　　神奈川県横浜市神奈川区

支店及び営業所等

名　称	所　在　地	名　称	所　在　地
横 浜 支 店	神奈川県 横浜市神奈川区	物流センター	群 馬 県 みどり市
大 阪 支 店	大阪府 大阪市淀川区	受注センター	群 馬 県 太田市
名古屋支店	愛知県 名古屋市西区	直　営　店	神奈川県 横浜市泉区
福岡営業所	福岡県 福岡市博多区		

② 子会社

髙橋製麺株式会社

本社　　埼玉県鴻巣市

(9) 従業員の状況（2019年３月31日現在）

企業集団の従業員の状況

従業員数　　47名（前期末比2名増）

平均年齢　　45.7歳

平均勤続年数　18.7年

（注）上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員等の計29名を除いております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2019年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社横浜銀行	435,595千円
株式会社三井住友銀行	195,240
株式会社東日本銀行	145,974
株式会社商工組合中央金庫	45,025
株式会社埼玉りそな銀行	21,069

2. 会社の株式に関する事項（2019年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 2,000,000株

(2) 発行済株式総数 699,785株 （自己株式5,715株を除く。）

(3) 株主数 1,206名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
中村　靖	84	12.03
中村　澄子	78	11.17
創健会	63	9.10
太田油脂株式会社	59	8.43
株式会社横浜銀行	31	4.52
有限会社タカ・エンタープライズ	19	2.80
原田　こずえ	18	2.71
創健社従業員持株会	16	2.39
月島食品工業株式会社	12	1.85
日清オイリオグループ株式会社	12	1.78

（注）1. 持株比率は自己株式（5,715株）を控除して計算しております。
2. 創健会は当社取引先持株会であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村　靖	経営全般
常務取締役	岸本英喜	営業本部長
取締役	山田一斗資	商品本部長
		髙橋製麺株式会社　代表取締役社長
取締役	飯田雅之	管理本部長
取締役	合田真琴	司法書士
常勤監査役	本田次男	
常勤監査役	藤川清士	髙橋製麺株式会社　監査役
監査役	的場堅志	
監査役	鈴木久衞	税理士

（注）1. 合田真琴氏は、社外取締役であります。
なお、当社は、合田真琴氏を株式会社東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に対し届出を行っております。

2. 取締役合田真琴氏は、司法書士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 的場堅志及び鈴木久衞の両氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、的場堅志及び鈴木久衞の両氏を株式会社東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に対し届出を行っております。

4. 監査役鈴木久衞氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	支給人員	報酬等の額
取締役	5名	51,352千円（うち社外取締役１名　1,972千円）
監査役	4名	21,227千円（うち社外監査役２名　5,231千円）
合　計	9名	72,579千円（うち社外役員　3名　7,203千円）

（注）1. 上記の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与については含んでおりません。
2. 上記の報酬等の額には以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入9,000千円（取締役５名に対し7,300千円、監査役４名に対し1,700千円）。

② 社外役員が親会社等又は子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 主な活動状況

取締役合田真琴氏は、当事業年度開催の取締役会14回のすべて(出席率100%)に出席し、主に司法書士としての専門的な見地から有益な発言を行っております。また女性からの目線で新商品開発の助言を行っております。

監査役的場堅志氏は、当事業年度開催の取締役会14回のすべて(出席率100%)に出席し、また、当事業年度開催の監査役会18回のすべて(出席率100%)に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役鈴木久衞氏は、当事業年度開催の取締役会14回のすべて(出席率100%)に出席し、また、当事業年度開催の監査役会18回のすべて(出席率100%)に出席し、主に税理士としての専門的な見地から有益な発言を行っております。

② 社外取締役合田真琴氏は、司法書士合田真琴事務所を経営しております。

当社は同事務所に会社登記手続きを依頼しておりますが、その取引額は2018年６月28日開催の第51回定時株主総会後の取締役会にて承認いたしました「1件あたりの司法書士報酬が10万円未満のものに限る」を遵守した額であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。

なお当社が同事務所に依頼いたしました会社登記手続きは当事業年度において２回であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人保森会計事務所

(2) 会計監査人の報酬等及び監査役会が同意した理由

① 当事業年度に係る報酬等の額　19,500千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

19,500千円

（注）当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

会計監査人である監査法人保森会計事務所から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則、並びに金融商品取引法に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」について、内部統制システム構築の基本方針を取締役会において決議しております。その内容及び運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発教育を実施する。また、取締役並びに使用人が法令に違反する行為を発見した際には、速やかに管理部責任者に通報するとともに、通報者が不利益を被ることのないよう内部通報制度を構築するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 組織横断的なリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置するとともに、「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築するものとする。また、リスクのうちコンプライアンス、環境及び情報セキュリティーに関しては、専管する組織を設置し、規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うものとする。なお、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとする。

② 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定時に開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て、取締役会で執行決定を行うものとする。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。

③ 中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、経営会議において、定期的に各事業部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの相互密接な連携を図り、経営の効率的・効果的運営を実施する子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、親会社から取締役又は使用人が非常勤の役員に就任して業務執行取締役の監督にあたる体制をとり、また、日常の業務執行に関し定期的な報告と重要案件について事前協議を求め、業務の適正を確保する。

また、当社の内部監査部門による監査の実施などグループ監査を実施し、業務の適正を確保する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役及び使用人は当社及びグループ各社の業務又は業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。

② 監査役は、会計監査人、内部統制委員会、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築し、整備、運用するものとする。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、また、これらの圧力に対しては警察等の外部機関や関係団体とも連携を図り、毅然とした姿勢で組織的に対応するものとする。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスについては、「経営基本方針」を制定し、すべての役職員が基本ルールに則って行動するよう周知徹底を図るとともに、内部統制監査によるモニタリングを通じ、遵守状況を確認しております。また通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図り、不正行為の早期発見と是正に努めております。

② 取締役会を月１回定時に開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催、また経営会議を週１回定時に開催し、コンプライアンス、投資及び損失の危険の管理を含む、経営上のリスクに関する報告及び協議を行い、その管理状況を確認しております。

③　取締役会には、取締役は独立社外取締役１名を含む５名が出席、監査役は独立社外監査役２名を含む４名が出席するとともに、経営会議には常勤監査役が出席し、取締役の職務執行等につき意見を述べ、常に監視できる体制を整えております。また代表取締役社長は監査役との間で定期的に意見交換を行っております。

④　監査役会は、独立社外監査役２名を含む４名で構成されており、月１回定時に開催する他、臨時監査役会を開催し、監査に関する重要事項の報告及び協議又は決議を行っております。

⑤　取締役会、監査役会及び経営会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等も適切に管理しております。

⑥　取締役会及び経営会議は、中期経営計画にて定められた取締役及び使用人が共有する全社的な目標の達成状況の確認と見直しを行っております。また各担当部署は「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に従い、その目標達成のため部署ごとの具体的目標及び効率的な達成計画を定め、その進捗状況について定期的に取締役会及び経営会議にて報告しております。

⑦　当社グループの子会社には、親会社である当社より取締役又は使用人が非常勤の役員に就任し、子会社の管理に関する規定の遵守並びに業務執行取締役の監督にあたるとともに、月１回定時開催の子会社の取締役会にて質疑応答を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております。また子会社の重要案件については、親会社である当社への事前報告もしくは申請を行い、当社の取締役会及び経営会議にて十分な検討を行い、承認決議を行うことで子会社の業務の適正を確保しております。

⑧　内部統制監査は、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会により、内部統制監査計画を作成し、基本方針に即した内部統制システムの整備・運用のもと、適切に実施しております。また監査役、会計監査人及び内部統制委員会は、定期的に意見交換を行い、実効性のある内部統制監査の実施を行っております。

⑨　監査役の職務を補助すべき使用人の独立性は、基本方針に従い十分確保されております。

連結貸借対照表

(2019年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	2,384,666	流動負債	1,145,628
現金及び預金	1,332,632	支払手形及び買掛金	554,943
受取手形及び売掛金	762,385	短期借入金	452,955
商品及び製品	244,982	リース債務	10,283
仕掛品	134	未払法人税等	15,443
原材料及び貯蔵品	27,186	賞与引当金	19,533
その他	19,299	その他	92,468
貸倒引当金	△1,953	固定負債	747,823
固定資産	509,355	長期借入金	389,948
有形固定資産	203,461	リース債務	28,239
建物及び構築物	56,010	繰延税金負債	1,758
土地	88,371	役員退職慰労引当金	102,600
リース資産	35,963	退職給付に係る負債	183,920
建設仮勘定	306	その他	41,356
その他	22,809	負債合計	1,893,451
無形固定資産	7,061	純資産の部	
その他	7,061	株主資本	996,527
投資その他の資産	298,831	資本金	920,465
投資有価証券	77,505	資本剰余金	45,965
保険積立金	188,756	利益剰余金	41,188
その他	34,373	自己株式	△11,091
貸倒引当金	△1,803	その他の包括利益累計額	4,043
		その他有価証券評価差額金	4,043
資産合計	2,894,022	純資産合計	1,000,570
		負債純資産合計	2,894,022

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		4,543,912
売上原価		3,391,885
売上総利益		1,152,027
販売費及び一般管理費		1,128,482
営業利益		23,544
営業外収益		
受取利息	96	
受取配当金	1,658	
仕入割引	3,284	
破損商品等賠償金	605	
その他	1,688	7,333
営業外費用		
支払利息	4,656	
その他	0	4,656
経常利益		26,221
特別利益		
固定資産売却益	4	
保険解約返戻金	346	
受取保険金	1,893	2,244
特別損失		
固定資産除却損	389	
保険解約損	108	497
税金等調整前当期純利益		27,968
法人税、住民税及び事業税		12,951
当期純利益		15,017
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		15,017

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	920,465	45,965	33,169	△11,091	988,508
当期変動額					
剰余金の配当			△6,997		△6,997
親会社株主に帰属する当期純利益			15,017		15,017
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	－	8,019	－	8,019
当期末残高	920,465	45,965	41,188	△11,091	996,527

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	15,988	15,988	1,004,497
当期変動額			
剰余金の配当			△6,997
親会社株主に帰属する当期純利益			15,017
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△11,945	△11,945	△11,945
当期変動額合計	△11,945	△11,945	△3,926
当期末残高	4,043	4,043	1,000,570

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

1.　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数……１社
会社の名称……髙橋製麺株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項
①　重要な資産の評価基準及び評価方法
ｉ）有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券……時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。
ⅱ）たな卸資産の評価基準及び評価方法
主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
②　重要な減価償却資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）……定率法(ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び機械装置並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　33年～47年
工具、器具及び備品　２年～20年
無形固定資産……定額法を採用しております。
なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
投資その他の資産
その他（長期前払費用）……均等償却によっております。
③　重要な引当金の計上基準
貸倒引当金……売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金……従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
④　その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
ｉ）退職給付に係る会計処理の方法
当社及び連結子会社髙橋製麺株式会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の算定にあたり、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

ⅱ）消費税等の会計処理
当社及び連結子会社の消費税等（消費税及び地方消費税をいう。）の会計処理は税抜方式によっており、当社の控除対象外消費税等（控除対象外消費税及び地方消費税をいう。）は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対する債務

（資産）

現金及び預金（定期預金）	233,000千円
建物及び構築物	38,692千円
土地	39,368千円
計	311,061千円

（上記に対する債務）

短期借入金	425,256千円
長期借入金	336,058千円
計	761,314千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　422,136千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	705,500株	－	－	705,500株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	5,715株	－	－	5,715株

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	6,997	利益剰余金	10	2018年 3月31日	2018年 6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	6,997	利益剰余金	10	2019年 3月31日	2019年 6月28日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては預金等による元本が保証されるものを中心にしております。

また、短期的運転資金や長期にわたる設備資金は銀行借入を中心にして調達する方針であります。デリバティブ取引に関しては、投機的な取引を行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社グループの債権管理マニュアルに従い、営業本部において、取引先ごとの期日管理及び残高管理を毎月行うとともに、未入金一覧表を四半期ごとにリストアップし、回収遅延のおそれがある顧客については管理本部と連絡を取り、速やかに適切な処理を取るようにしております。

投資有価証券は、株式及び投資信託であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては経理規程に従い、管理本部において、時価等があるものについては四半期ごとに時価を把握し、時価がないものについては年度ごとに決算書を入手し、財務状況を把握する管理体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。短期借入金、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備資金に係る調達です。借入金利については、金融市場における利率上昇リスクを回避する目的で、ほとんどの借入を固定金利にしております。

営業債務、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、管理本部において、当社グループ各社の資金繰計画を適時に作成、更新するなどの方法により管理しております。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2.をご参照下さい。）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	1,332,632	1,332,632	－
② 受取手形及び売掛金	762,385	762,385	－
③ 投資有価証券	55,624	55,624	－
資産計	2,150,642	2,150,642	－
① 支払手形及び買掛金	554,943	554,943	－
② 短期借入金	300,000	300,000	－
③ リース債務（流動負債）	10,283	10,283	－
④ 長期借入金	542,903	543,639	736
⑤ リース債務（固定負債）	28,239	28,239	－
負債計	1,436,369	1,437,106	736
デリバティブ取引	－	－	－

（注）1.　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価等について、株式は取引所の価格とし、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

① 支払手形及び買掛金、② 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ リース債務（流動負債）、⑤リース債務（固定負債）

リース債務の時価は、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

（注）2.　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	21,880
出資金	0

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産③ 投資有価証券」には含めておりません。

（注）3.　金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,332,632	－	－	－
受取手形及び売掛金	762,385	－	－	－
合計	2,095,018	－	－	－

（注）4.　短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
短期借入金	300,000	－	－	－	－	－
長期借入金	152,955	141,324	130,430	85,473	32,721	－
リース債務	10,283	8,491	6,597	4,830	3,388	4,931
合計	463,238	149,815	137,027	90,303	36,109	4,931

6.　１株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　　1,429円83銭

（2）１株当たり当期純利益　　21円46銭

7.　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8.　その他注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（2019年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**2,312,310**	**流動負債**	**1,110,875**
現金及び預金	1,293,525	支払手形	30,874
受取手形	9,993	買掛金	513,381
売掛金	739,209	短期借入金	300,000
商品	242,092	１年内返済予定の長期借入金	139,996
貯蔵品	8,690	リース債務	6,343
前払費用	7,302	未払金	60,206
立替金	12,178	未払費用	4,851
その他	1,265	未払法人税等	14,357
貸倒引当金	△1,947	預り金	10,568
固定資産	**510,912**	賞与引当金	18,463
有形固定資産	**161,023**	その他	11,832
建物	49,542	**固定負債**	**698,006**
構築物	10	長期借入金	366,343
車両運搬具	9,570	リース債務	11,897
工具、器具及び備品	6,055	繰延税金負債	1,758
リース資産	79,033	退職給付引当金	178,654
土地	16,503	役員退職慰労引当金	102,600
建設仮勘定	306	長期預り保証金	36,753
無形固定資産	**7,052**	**負債合計**	**1,808,882**
ソフトウエア	2,793	**純資産の部**	
電話加入権	1,279	**株主資本**	**1,010,297**
その他	2,980	資本金	920,465
投資その他の資産	**342,836**	資本剰余金	45,965
投資有価証券	77,505	資本準備金	32,130
関係会社株式	44,110	その他資本剰余金	13,835
出資金	15	利益剰余金	54,930
従業員長期貸付金	807	利益準備金	3,500
破産更生債権等	1,303	その他利益剰余金	51,430
差入保証金	29,288	別途積立金	20,000
会員権	2,071	繰越利益剰余金	31,430
保険積立金	188,756	自己株式	△11,063
長期前払費用	782	**評価・換算差額等**	**4,043**
貸倒引当金	△1,803	その他有価証券評価差額金	4,043
		純資産合計	**1,014,340**
資産合計	**2,823,222**	**負債純資産合計**	**2,823,222**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**4,446,540**
売上原価		**3,329,128**
売上総利益		**1,117,412**
販売費及び一般管理費		**1,099,679**
営業利益		**17,732**
営業外収益		
受取利息	96	
受取配当金	1,658	
仕入割引	3,284	
破損商品等賠償金	577	
業務受託手数料	840	
その他	1,566	8,023
営業外費用		
支払利息	4,067	
その他	0	4,067
経常利益		**21,688**
特別利益		
固定資産売却益	4	
保険解約返戻金	346	
受取保険金	1,893	2,244
特別損失		
固定資産除却損	0	
保険解約損	108	108
税引前当期純利益		**23,823**
法人税、住民税及び事業税		11,864
当期純利益		**11,958**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	920,465	32,130	13,835	45,965	2,500	20,000	27,469	49,969
当期変動額								
剰余金の配当							△6,997	△6,997
利益準備金の積立					1,000		△1,000	－
当期純利益							11,958	11,958
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	1,000	－	3,961	4,961
当期末残高	920,465	32,130	13,835	45,965	3,500	20,000	31,430	54,930

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△11,063	1,005,336	15,988	15,988	1,021,325
当期変動額					
剰余金の配当		△6,997			△6,997
利益準備金の積立		－			－
当期純利益		11,958			11,958
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		－	△11,945	△11,945	△11,945
当期変動額合計	－	4,961	△11,945	△11,945	△6,984
当期末残高	△11,063	1,010,297	4,043	4,043	1,014,340

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券……時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品……最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……定率法(ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　33年～47年

工具、器具及び備品　２年～20年

無形固定資産……定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

投資その他の資産

長期前払費用……均等償却を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（期末自己都合要支給額）を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等（消費税及び地方消費税をいう。）の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等（控除対象外消費税及び地方消費税をいう。）は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対する債務

（資産）

現金及び預金（定期預金）	233,000千円
建物	38,692千円
土地	39,368千円
計	311,061千円

（上記に対する債務）

短期借入金	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	125,256千円
長期借入金	336,058千円
計	761,314千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　267,795千円

(3) 保証債務

関係会社である髙橋製麺株式会社に対し、次の債務保証を行っております。

借入債務保証	36,564千円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	3,715千円
短期金銭債務	8,064千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	14,065千円
仕入高	112,373千円
営業取引以外の取引による取引高	840千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数　普通株式　5,715株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	当事業年度 (2019年３月31日現在)
繰延税金資産	
繰越欠損金	15,214
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,137
賞与引当金損金算入限度超過額	5,596
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	31,098
退職給付引当金損金算入限度超過額	54,150
ゴルフ会員権等評価損	1,242
減損損失	14,454
その他	12,403
繰延税金資産小計	135,295
評価性引当額	△135,295
繰延税金資産合計	―
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,758
繰延税金負債合計	△1,758
繰延税金負債の純額	△1,758

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

	当事業年度 (2019年３月31日現在)
法定実効税率	30.31
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	12.95
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.42
住民税均等割	9.85
評価性引当額純増減	△213.41
繰越欠損金期限切れ	210.77
その他	△0.25
小計	19.49
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.80

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1)子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	髙橋製麺株式会社	埼玉県鴻巣市	72,920	即席麺の製造、食品等の小分け及び販売	(所有)直接 100.0	役員の兼務1名	債務保証	36,564	―	―
							業務受託手数料	840	―	―

取引条件ないし取引条件の決定方針

(注)債務保証については、金融機関からの借入で行ったものであり、保証料は受領しておりません。

(2)役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半を所有している会社等(当該会社の子会社を含む)	有限会社タカ・エンタープライズ	横浜市神奈川区	60,000	卸売業	(被所有)直接 2.8	商品の仕入	商品の仕入	15,175	買掛金	1,502

取引条件ないし取引条件の決定方針

(注)1. 取引価格については、市場価格に基づき交渉のうえ、決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

8. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額　1,449円50銭

(2) １株当たりの当期純利益　17円09銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月22日

株式会社　創　健　社
　取　締　役　会　　御中

監査法人 保森会計事務所
代表社員 業務執行社員　公認会計士　若　林　正　和 ㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　山　﨑　貴　史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社創健社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社創健社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月22日

株式会社　創　健　社
　取　締　役　会　　御中

監査法人 保森会計事務所
代表社員 業務執行社員　公認会計士　若　林　正　和 ㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　山　﨑　貴　史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社創健社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社についても子会社の取締役より監査役会において事業の報告を受けております。また子会社の取締役会に出席し、取締役及び監査役と意思疎通、情報の交換を図るとともに、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月27日

株式会社　創健社　監査役会

常勤監査役　　本　田　次　男　㊞
常勤監査役　　藤　川　清　士　㊞
社外監査役　　的　場　堅　志　㊞
社外監査役　　鈴　木　久　衛　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、将来の事業展開と経営体質の強化のため内部留保を確保しつつ、安定的に適正な利益還元の実行を基本方針としております。

当社の業績におきましては、前事業年度、前々事業年度において誠に遺憾ながら営業純損失を計上いたしましたが、当事業年度におきましては、営業純利益を計上する事ができました。これは株主の皆様はじめ、お取引先様など関係各位のひとかたならぬご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。

当社の配当につきましては、株主の皆様のご支援に感謝の意を表すため、及び安定配当を維持する基本方針並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

①　配当財産の種類
　　金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　今後の事業等を勘案し、当社普通株式１株につき10円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は6,997,850円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2019年６月28日といたしたいと存じます。

２．利益準備金への組み入れ

以下のとおり剰余金の配当の額の10分の１を超えて利益準備金を増加させていただきたいと存じます。

①　減少する剰余金の項目とその額
　　繰越利益剰余金　　1,000,000円

②　利益準備金の額の増加が効力を生じる日
　　2019年６月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社現行定款について、次の理由から所要の変更を行うものであります。なお、本議案は、本株主総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

① 当社のさらなる企業価値の向上を図る観点から、監査を担う監査等委員である取締役（その過半数が社外取締役）が、取締役会の議決権を有することにより取締役会の監査・監督機能を強化し、より透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現し、コーポレート・ガナバンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行するために、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

② 意思決定の迅速化を目的として、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。

③ 定款の全般的な見直しに伴い、規定の一部を変更するものであります。

④ 上記の変更に伴い、必要となる条数の調整、その他文言の整理を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりとする。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第1章　総則	第1章　総則
第1条～第3条　＜条文省略＞	第1条～第3条　＜現行どおり＞
＜新　設＞	（機関） 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査等委員会 （3）会計監査人
第4条　＜条文省略＞	第5条　＜現行どおり＞
第2章　株式	第2章　株式
第5条～第10条　＜条文省略＞	第6条～第11条　＜現行どおり＞

現　行　定　款	変　更　案
第3章　株主総会 第11条～第16条　＜条文省略＞	第3章　株主総会 第12条～第17条　＜現行どおり＞
第4章　取締役および取締役会	第4章　取締役および取締役会 ならびに監査等委員
（取締役会の設置） 第17条　当会社は、取締役会を置く。	＜削　除＞
（員数） 第18条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
＜新　設＞	2　当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。
（選任方法） 第19条　当社の取締役は、株主総会において選任する。	（選任方法） 第19条　当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。
2　＜条文省略＞ 3　＜条文省略＞	2　＜現行どおり＞ 3　＜現行どおり＞
（任期） 第20条　当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第20条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2　補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	＜削　除＞
＜新　設＞	2　当会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
＜新　設＞	3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第21条　当会社の取締役会は、その決議によって当会社を代表すべき取締役を選定する。	（代表取締役および役付取締役） 第21条　当会社の取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、当会社を代表すべき取締役を選定する。
2　当会社の取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。	2　当会社の取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の招集および議長） 第22条　＜条文省略＞ 2　取締役会を招集するにあたっては、各取締役および監査役に対し会日の３日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮する事ができる。	（取締役会の招集および議長） 第22条　＜現行どおり＞ 2　取締役会を招集するにあたっては、各取締役に対し会日の３日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮する事ができる。
第23条　＜条文省略＞	第23条　＜現行どおり＞
＜新　　設＞	（取締役への重要な業務執行の決定の委任） 第24条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（報酬等） 第24条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。	（報酬等） 第25条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。
第25条～第26条　＜条文省略＞	第26条～第27条　＜現行どおり＞
第5章　監査役および監査役会	＜削　　除＞
（監査役および監査役会の設置） 第27条　当会社は監査役および監査役会を置く。	＜削　　除＞
（員数） 第28条　当会社の監査役は、4名以内とする。	＜削　　除＞
（選任方法） 第29条　当会社の監査役は、株主総会において選任する。	＜削　　除＞
2　当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって、これを行う。	＜削　　除＞
（任期） 第30条　当会社の監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	＜削　　除＞
2　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	＜削　　除＞
（補欠監査役の選任決議の効力） 第31条　補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	＜削　　除＞

現　行　定　款	変　更　案
（常勤の監査役） 第32条　監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。	＜削　除＞
（監査役会の招集） 第33条　監査役会を招集するにあたっては、各監査役に対し会日の３日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。	＜削　除＞
（報酬等） 第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。	＜削　除＞
（監査役会規程） 第35条　監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	＜削　除＞
（監査役の責任免除） 第36条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	＜削　除＞
2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	＜削　除＞
＜新　設＞	第5章　監査等委員会
＜新　設＞	（常勤の監査等委員） 第28条　監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
＜新　設＞	（監査等委員会の招集） 第29条　監査等委員会を招集するにあたっては、各監査等委員に対し会日の３日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。
＜新　設＞	（監査等委員会規程） 第30条　監査等委員に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章　会計監査人	第6章　会計監査人
（会計監査人の設置） 第37条　当会社は、会計監査人を置く。	＜削　除＞
第38条～第39条　＜条文省略＞	第31条～第32条　＜現行どおり＞

現　行　定　款	変　更　案
第7章　計算 第40条～第43条　＜条文省略＞	第7章　計算 第33条～第36条　＜現行どおり＞
＜新　　設＞	附　則 （監査役の責任免除に関する経過措置） １．2019年6月開催の第52回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。
＜新　　設＞	２．2019年6月開催の第52回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。

また取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	中村　靖（なかむら　やすし） （1958年９月15日）	1987年８月　当社入社 1993年６月　当社取締役・経営企画室長 1995年４月　当社取締役・営業部長 1996年６月　当社常務取締役・営業本部長 1998年10月　当社専務取締役・営業本部長 1999年４月　当社専務取締役・営業本部長兼管理本部管掌 2000年６月　当社代表取締役専務・営業本部長 2001年６月　当社代表取締役社長 2006年６月　当社代表取締役社長・ブランディング推進事業本部長 2007年４月　当社代表取締役社長 2008年２月　当社代表取締役社長・経営全般兼物流本部管掌 2008年12月　当社代表取締役社長・経営全般 2009年４月　当社代表取締役社長・営業本部長兼経営企画室管掌 2010年４月　当社代表取締役社長・営業本部長 2011年８月　当社代表取締役社長 2015年７月　当社代表取締役社長・兼経営企画室管掌 2018年７月　当社代表取締役社長（現任）	84,250株
2	岸本英喜（きしもと　ひでき） （1961年５月２日）	1984年４月　当社入社 2002年４月　当社横浜支店長 2006年４月　当社商品本部長兼商品開発部長 2006年６月　当社取締役・商品本部長兼商品開発部長 2009年４月　当社取締役・営業本部副本部長兼直販部長兼営業企画部長 2010年４月　当社取締役・営業本部副本部長 2011年８月　当社取締役・営業本部長 2017年７月　当社常務取締役・営業本部長（現任）	1,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	山田 一斗資（やまだ ひとし） （1963年２月５日）	1991年５月　当社入社 2002年４月　当社福岡営業所長 2007年４月　当社総務部長 2010年４月　当社総務経理部長 2014年４月　当社商品本部長 2014年６月　当社取締役・商品本部長（現任） （重要な兼職の状況） 高橋製麺株式会社代表取締役社長	1,100株
4	飯田 雅之（いいだ まさゆき） （1957年７月１日）	1987年６月　当社入社 2007年４月　当社商品管理部長兼情報システム部長 2008年２月　当社横浜支店長兼関東支店長 2008年11月　当社情報システム部長 2009年12月　当社受注センター長 2012年４月　当社システム広報部長 2014年４月　当社総務経理部長兼システム広報部長 2015年４月　当社管理本部副本部長 2015年６月　当社取締役・管理本部副本部長 2016年６月　当社取締役・管理本部長（現任）	1,900株

（注）１．　各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、監査役４名全員は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役３名の選任をお願い致したいと存じます。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	※ 藤川清士（ふじかわきよし） （1957年５月６日）	2003年２月　当社入社 2004年４月　当社商品開発部次長 2006年４月　当社営業本部副本部長 2006年６月　当社取締役・営業本部副本部長 2007年４月　当社取締役・社長室長 2007年６月　当社取締役・社長室長コンプライアンス担当 2009年４月　当社取締役・商品開発本部長兼商品開発部長兼品質管理部長兼お客様相談室長 2010年４月　当社取締役・商品本部長兼商品開発部長 2012年４月　当社取締役・商品本部長 2014年４月　当社取締役・管理本部副本部長 2015年４月　当社取締役・経営企画室長 2015年６月　当社顧問・経営企画室長 2018年５月　髙橋製麺株式会社監査役（現任） 2018年６月　当社常勤監査役（現任）	1,000株
2	※ 鈴木久衛（すずききゅうえい） （1951年３月12日）	1970年５月　王子税務署総務課入署 2011年７月　東京国税局調査第四部統括国税調査官退職 2011年８月　税理士登録 2011年９月　税理士事務所開業（現任） 2014年６月　当社監査役（現任）	500株
3	※ 合田真琴（ごうだまこと） （1960年11月17日）	1991年９月　司法書士山田晃久事務所入所 1992年８月　同事務所退職 1992年９月　司法書士橘義雄事務所入所 2001年８月　司法書士事務所開業（現任） 2015年６月　当社社外取締役（現任）	100株

（注）１．　※は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。

２．　各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．　鈴木久衛氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員の候補者として同取引所に対し届出を行っております。また、同氏が選任された場合引き続き独立役員となります。

4．　監査等委員である社外取締役候補者鈴木久衞氏の選任理由

同氏につきましては、同氏の税理士としての財務及び会計に関する知識・経験等を、当社の監査体制の強化に活かしていただくために監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。

5．　合田真琴氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員の候補者として同取引所に対し届出を行っております。また、同氏が選任された場合引き続き独立役員となります。

6．　監査等委員である社外取締役候補者合田真琴氏の選任理由

同氏につきましては、同氏のこれまでの司法書士としての豊富な経験等を、当社の監査体制の強化に活かしていただくために、さらに女性から見た経営体制の強化も兼ねて、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

7．　当社は、合田真琴氏、藤川清士氏、鈴木久衞氏との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。本議案が承認された場合、監査等委員である取締役各候補者との間において、当該契約を継続する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2016年６月29日開催の第49回定時株主総会において、年額9,600万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、改めて、同額の年額9,600万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また現在の取締役は５名でありますが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認された場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は４名となります。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社の監査役の報酬額は、2016年６月29日開催の第49回定時株主総会において、年額2,400万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、改めて、同額の年額2,400万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役は４名でありますが、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認された場合は、監査等委員である取締役は３名となります。

第７号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

社外取締役合田真琴氏は、第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認された場合は、取締役を退任し直ちに監査等委員である取締役に就任いたしますが、取締役在任中の労に報いるため退職慰労金を通算せずに、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

また、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、監査役全員は、定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任されますので、それぞれ在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては退任取締役については、取締役会に、退任監査役については、監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
合　田　真　琴	2015年６月　当社社外取締役（現任）
本　田　次　男	2016年６月　当社常勤監査役（現任）
藤　川　清　士	2018年６月　当社常勤監査役（現任）
的　場　堅　志	2003年６月　当社社外監査役（現任）
鈴　木　久　衞	2014年６月　当社社外監査役（現任）

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　横浜市神奈川区金港町３番地１　コンカード横浜ビル２階
ＴＫＰガーデンシティ横浜
電話　０４５―４５０―６３１７

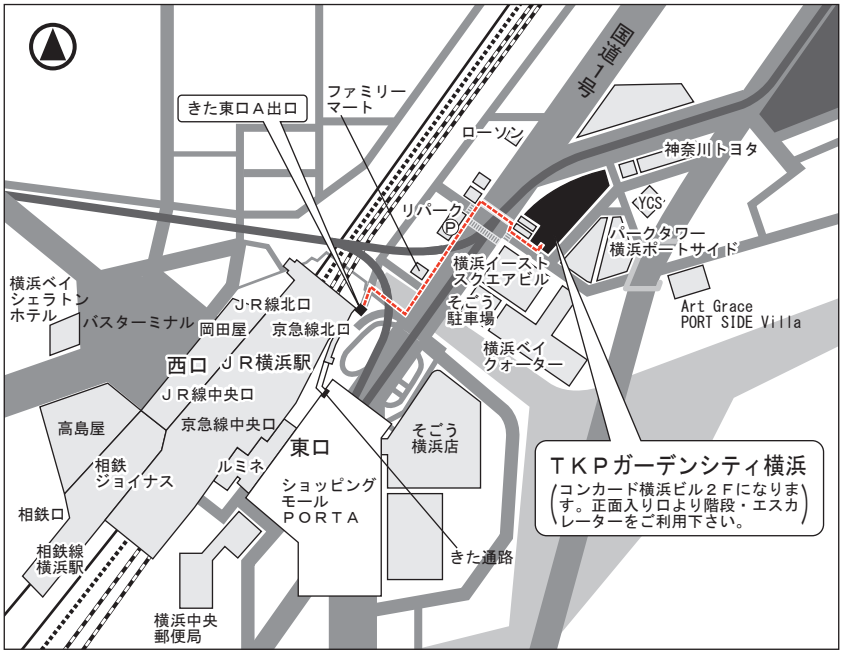

交通機関　ＪＲ・京浜急行電鉄・相模鉄道・東京急行電鉄・横浜高速鉄道・横浜市営地下鉄
「横浜駅」きた東口Ａ出口より徒歩５分

お 願 い　駐車場のご用意はございませんので、公共の交通機関をご利用下さいますようお願い申し上げます。

VEGETABLE OIL INK

環境にやさしく……本紙は森林認証紙を使用しております。